

地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター職員給与規程

令和4年10月1日
規程第7号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 給料（第7条—第13条）
- 第3章 諸手当
 - 第1節 地域手当（第14条）
 - 第2節 通勤手当（第15条—第20条）
 - 第3節 時間外勤務手当及び休日勤務手当（第21条—第23条）
 - 第4節 管理職手当及び管理職員特別勤務手当（第24条—第27条）
 - 第5節 賞与（第28条—第28条の3）
- 第4章 休職者等の給与（第29条—第31条）
- 第5章 補則（第32条—第35条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター職員就業規則（令和4年規程第7号。以下「職員就業規則」という。）第45条第2項の規定に基づき、同規則第3条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定める。

（法令との関係）

第2条 職員の給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他関係法令の定めるところによる。

（給与の種類）

第3条 職員の給与は、給料及び諸手当とする。

2 諸手当は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当及び賞与とする。

（給与の支払）

第4条 職員の給与は、通貨で直接本人にその全額を支払う。

2 前項の支払いについて職員が同意した場合は、職員本人が指定する預貯金口座に振り込むことにより支払うものとする。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第5条 勤務1時間当たりの給与額は、その者の給料の月額（以下「給料月額」という。）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの労働時間数

(38 時間 45 分) に 52 を乗じたものから職員就業規則第 33 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する休日に係る労働時間数 (その休日 1 日当たり 7 時間 45 分) を控除したもので除して得た額 (以下「勤務 1 時間当たりの給与額」という。) とする。

- 2 前項の給料月額、次条の規定により給料を減額されている場合においても、その職員が本来受けるべき給料月額とする。

(給料の減額)

第 6 条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことについて理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の理事長の承認があった場合とは、次の各号に掲げる基準に従って特に勤務しないことにつき承認を与え、又は勤務しないことを命じた場合とする。

- (1) 職員就業規則第 43 条第 1 項に規定する年次有給休暇又は特別休暇 (有給のものに限る。) による場合

- (2) 負傷又は疾病による場合 (引き続き 60 日を超えない範囲内において医師の証明等に基づいて最小限度必要と認める日又は時間)

- 3 第 1 項の規定により給与を減額する場合においては、給与の減額の基礎となる勤務しない時間数は、その給与期間内の全時間数によって計算し、この場合において、1 時間未満の端数を生じたときは、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てる。

- 4 第 1 項の規定により給与を減額する場合においては、その給与期間における減額すべき給与の額は、翌月の給与期間における給料から差し引く。ただし、退職 (死亡による退職を除く。)、停職等により減額すべき給与の額が翌月の給与期間における給料から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。

- 5 負傷又は疾病 (業務上及び通勤 (労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号) 第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。以下同じ。) 上におけるものを除く。) に係る療養のため病気休暇の承認を受けた職員については、理事長が認めるところにより、当該病気休暇の最初の日から起算して 60 日を超えて引き続き勤務しないときは、その経過後の当該病気休暇に係る日につき、日割りをもって給料の半額を減じる。

- 6 管理職手当及び賞与は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合においても減額しない。

- (1) 第 1 項の規定により給与を減額された場合

- (2) 減給処分された場合

第 2 章 給料

(給料)

第 7 条 職員には、職員就業規則第 30 条第 1 項に定める所定労働時間 (以下「所定労働時間」という。) における勤務に対する報酬として、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

(給料表)

第 8 条 給料表は、一般職給料表 (別表) とする。

- 2 理事長は、全ての職員の職を次条に規定する職務の級のいずれかに格付しなければならない。
- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、理事長が決定する。
- 4 職員が、一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、理事長が決定する。

(等級別基準職務表)

第9条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、次の等級別基準職務表に定めるところによる。

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	主任の職務
3 級	係長、主査の職務
4 級	課長、参事の職務
5 級	事務局長の職務

(昇給の基準)

- 第10条 職員の昇給は、勤務成績等が良好な者について、毎年4月1日をもって行うものとする。
- 2 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
 - 3 休職又は休暇のため勤務しなかった職員が復職し、又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、その者の給料月額を調整することができる。

(給料の支払)

- 第11条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の初日から末日までとする。
- 2 給料の支払日は、毎月20日(20日が祝日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日より前において、その日に最も近い日で、祝日、日曜日又は土曜日でない日。以下「給料の支払日」という。)とする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要があると認めるときは、給料の支払日を変更することができる。

(給料の支給)

- 第12条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇任及び降任等により給料に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
 - 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
 - 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料は、その給与期間の現日数から週休日(日曜日及び土曜日)(当該週休日に係る休日の振替を指定さ

れた場合は、当該週休日に替わる日)の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算(以下「日割計算」という。)する。

(給料の日割計算)

第13条 職員が給与期間の中途において、次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算によって支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 育児休業(出生時育児休業を含む。以下同じ。)を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (3) 介護休業を始め、又は介護休業の終了により職務に復帰した場合
- (4) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
- (5) 出向の終了により職務に復帰し、給与の支給をする場合

第3章 諸手当

第1節 地域手当

(地域手当)

第14条 地域手当は、市の区域及び当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、職員に対して支給する。

2 地域手当の月額は、給料及び管理職手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額とする。

第2節 通勤手当

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。ただし、その職員が支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自転車、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの

を除く。)

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、第17条の規定により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1ヶ月当たりの運賃等相当額」という。）が45,000円を超えるときは、支給単位期間につき、45,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして、当該運賃等の額を算出する場合において、1ヶ月当たりの運賃等相当額の合計額が45,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、45,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した額
 - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して、別に定める区分に応じて、前2号に定める額（1ヶ月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が45,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、45,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6ヶ月を超えない範囲内で1ヶ月を単位として別に定める期間（自転車等に係る通勤手当にあつては、1ヶ月）をいう。
- 5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更にもなう支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、別に定める。

（通勤の届出）

第16条 職員は、新たに前条第1項の職員（以下「通勤職員」という。）たる要件を具備するに至った場合には、「通勤届」により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。通勤職員が、次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

- (1) 勤務場所を異にして異動した場合
 - (2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合
- 2 理事長は、職員から前項の規定による届出があったときは、その届出にかかる事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が通勤職員たる要件を具備するときはその者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。
 - 3 職員は、第1項第2号に掲げる変更により通勤職員でなくなった場合には、第1項の例により届け出なければならない。

（運賃等相当額の算出）

第17条 普通交通機関等（橋等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、

運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

- 2 運賃等相当額は、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
 - (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額
 - (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤 21 回分の運賃等の額
 - (3) 理事長の定める普通交通機関等 理事長の定める額

(支払日及び支給方法等)

第 18 条 通勤手当は、支給単位期間（第 3 項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は第 3 項各号に定める期間（第 15 条第 1 項及びこの条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支払日（以下この条において「支払日」という。）に支給する。ただし、支払日までに第 16 条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支払日に支給することができないときは、支払日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支払日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 次の各号に掲げる通勤手当の支給単位期間は、当該各号に定める期間とする。

- (1) 職員が 2 以上の普通交通機関等を利用するものとして第 15 条第 2 項第 1 号に定める額（同条第 3 項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項第 1 号に定める額を負担しないものとした場合における同条第 2 項第 1 号に定める額。次号において同じ。）の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1 ヶ月当たりの運賃等相当額等が 45,000 円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (2) 職員が第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1 ヶ月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が 45,000 円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(通勤手当の支給方法等)

第 19 条 通勤手当の支給は、職員に新たに通勤職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職した場合においてはそれぞれその者が離職した日、通勤手当を支給されている職員が通勤職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、これらの日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、通勤職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合におけ

る支給額の改定について準用する。

- 3 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている通勤職員について、その者が通勤職員たる要件を具備されるかどうか、及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

(準用)

第 20 条 この節において「別に定める」としているもののほか通勤手当に関する取扱いについては、職員の通勤手当の支給についての規則（昭和 42 年泉佐野市規則第 7 号）の適用を受ける泉佐野市職員の例による。

第 3 節 時間外勤務手当及び休日勤務手当

(時間外勤務手当)

第 21 条 時間外勤務手当は、「時間外勤務等命令簿」により所定の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に対して、その所定の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

- 2 時間外勤務手当の額は、前項に規定する所定の勤務時間を超えて勤務した時間 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に所定の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時まで（以下「深夜」という。）の間である場合においては、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日（次条第 2 項の規定により所定の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100 分の 125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100 分の 135

- 3 所定の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、所定の勤務時間を超えてした勤務の時間が 1 ヶ月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が深夜の間である場合は、100 分の 175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 職員就業規則第 38 条に規定する代替休暇を指定された場合において、当該代替休暇時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該代替休暇時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その時間が深夜の間である場合は、100 分の 175）から第 2 項各号に規定する割合（その時間が深夜の間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- 5 一給与期間内に時間外勤務を命じられた場合、その命じられた時間に係る実績額を集計した額は、翌給与期間における給料の支払日に支給する。

- 6 前 5 項の規定にかかわらず、第 24 条の規定により管理職手当の支給を受ける者には、時間外勤務手当は支給しない。

(休日勤務手当)

第 22 条 職員には、所定の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

- 2 休日勤務手当は、休日において所定の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。
- 3 休日勤務手当の額は、勤務した時間 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 135 の割合を乗じて得た額とする。
- 4 第 1 項及び第 2 項において休日とは、職員就業規則第 33 条第 1 項第 2 号から第 4 号に規定する日（その振替を行った場合は、当該休日に替わる日）をいう。
- 5 一給与期間内に、「時間外勤務等命令簿」により、休日勤務を命じられた場合、その命じられた時間に係る実績額を集計した額は、翌給与期間における給料の支払日に支給する。
- 6 前 5 項の規定にかかわらず、第 24 条の規定により管理職手当の支給を受ける者には、休日勤務手当は支給しない。

(端数計算)

第 23 条 時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給の基礎となる勤務時間は、当該給与期間の全時間数（時間外勤務手当のうち、支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合の 1 時間未満の端数処理については、第 6 条第 3 項の規定を準用する。

第 4 節 管理職手当及び管理職員特別勤務手当

(管理職手当)

第 24 条 管理職手当は、次の各号に掲げる職員（以下「管理職員」という。）に対し、それぞれ当該各号に掲げる額を支給する。ただし、管理職員が一給与期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の負傷又は疾病により承認を得て勤務しなかった場合を除く。）の当該給与期間の管理職手当は、支給しない。

- (1) 事務局長 月額 45,000 円
- (2) 課長及び参事 月額 30,000 円

(管理職手当の支給方法等)

- 第 25 条 管理職手当は、前条第 1 項の職に就いた日の属する月から支給し、その職を離れた場合は、その日の属する月の翌月から支給を停止する。ただし、異動により前条第 1 項の職に変更がある場合のその職員の管理職手当は、異動後の職に該当する前条第 1 項の金額を異動の日の属する月から改定して支給する。
- 2 育児短時間勤務をしている管理職員の管理職手当の額は、第 1 項に掲げる額に、その者の定められた勤務時間を所定労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
 - 3 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第 26 条 管理職員が、災害への対処その他臨時又は緊急の必要により、週休日若しくは休日又は所定労働時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に対し、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の勤務 1 回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額による。

- (1) 勤務 1 時間を超え、3 時間以下の場合 4,000 円
- (2) 勤務 3 時間を超え、6 時間以下の場合 8,000 円
- (3) 勤務 6 時間を超えた場合 12,000 円

(管理職員特別勤務手当の支給方法等)

第 27 条 一給与期間内に管理職員特別勤務を命じられた場合、その命じられた回数及び時間に係る手当額を集計した額は、翌給与期間における給料の支払日に支給する。

第 5 節 賞与

(賞与)

第 28 条 賞与は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（別に定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の次表に掲げる日（以下これらの日を「支給日」といい、その日が祝日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い日で、祝日、日曜日又は土曜日でない日）に支給する。これらの基準日前 1 ヶ月以内に退職し、又は死亡した職員（第 29 条第 7 項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても同様とする。

基準日	支給日
6 月 1 日	6 月 30 日
12 月 1 日	12 月 15 日

2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の合計額に基準日以前 6 ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間（別に定める除算期間がある者にあつては当該除算期間を除いた期間）の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 ヶ月 100 分の 100
- (2) 5 ヶ月以上 6 ヶ月未満 100 分の 80
- (3) 3 ヶ月以上 5 ヶ月未満 100 分の 60
- (4) 3 ヶ月未満 100 分の 30

3 前項の規定にかかわらず、職員就業規則第 9 条に規定する人事評価の結果その他特段の事情に応じて、前項の規定による賞与の額に別に定める額を加算することがある。

第 28 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた賞与）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒解雇の処分を受けた者
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたことにより解雇された者

- (3) 基準日前1ヶ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により賞与の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条の3 理事長は、支給日に賞与を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該賞与の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し賞与を支給することが、当法人の業務に対する信頼を確保し、賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による賞与の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る賞与の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、賞与の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 休職者等の給与

(休職者の給与)

- 第 29 条 職員が業務上負傷し若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し若しくは疾病にかかり、職員就業規則第 13 条第 1 項第 1 号の規定による休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給与の全額（ただし、労基法第 76 条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 14 条による休業補償給付を受ける額に相当する金額を除く額）を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第 13 条第 1 項第 1 号の規定による休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料及び地域手当のそれぞれ 100 分の 60 を支給することができる。
 - 3 職員が前 2 項以外の心身の故障により職員就業規則第 13 条第 1 項第 1 号の規定による休職にされたときは、その休職の期間（職員就業規則第 14 条第 2 項の規定により引き続いたものとみなされた期間を含む。）が満 1 年（結核性疾患については満 2 年）に達するまでは、これに給料及び地域手当のそれぞれ 100 分の 50 以内を支給することができる。
 - 4 職員が刑事事件に関し起訴され、職員就業規則第 13 条第 1 項第 2 号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料及び地域手当のそれぞれ 100 分の 50 以内を支給することができる。
 - 5 職員就業規則第 13 条第 1 項の規定による休職にされた職員には、前各項に定める給与を除き、他のいかなる給与も支給しない。
 - 6 第 2 項又は第 3 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で、基準日前 1 ヶ月以内に退職し、又は死亡したときは、それぞれの支給日に同項の規定により当該各項の例による額の賞与を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
 - 7 前項の規定の適用を受ける職員の賞与の支給については、第 28 条の 2 及び第 28 条の 3 の規定を準用する。この場合において、第 28 条の 2 中「前条第 1 項」とあるのは、「第 29 条第 6 項」と読み替えるものとする。

(育児休業等の給与)

- 第 30 条 育児休業をしている職員には、その休業期間中、給与を支給しない。
- 2 育児休業をしている職員のうち、それぞれの基準日以前 6 ヶ月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある者については、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る賞与を支給する。
 - 3 育児短時間勤務をしている職員の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に理事長が定めたその者の労働時間を所定労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(介護休業等の給与)

- 第 31 条 介護休業又は介護部分休業をしている職員には、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第 5 章 補則

(端数計算)

- 第 32 条 第 21 条及び第 22 条の規定により、勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当及び

休日勤務手当の額を算定する場合若しくは第6条の規定により勤務しない1時間につき減額する給与額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上1 円未満の端数を生じたときは、これを1 円に切り上げるものとする。

- 2 この規程の規定により計算した確定金額に1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給料等の訂正)

第33条 職員の届出の遅れ等により過払いが生じた場合は、原因の発生日まで遡って是正する。ただし、職員に瑕疵がなく、給料等の決定段階で誤りがあった場合で、理事長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(給与の改定)

第34条 給与は、社会一般の情勢に応じて、改定することがある。

(補則)

第35条 この規程に定めるもののほか、職員の給与について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

第8条第1項 關係 一般職給料表（別表）

基本月給額（単位：円）					
号給	1級	2級	3級	4級	5級
	係員	主任	係長・主査	課長・参事	事務局長
1	173,200	190,600	209,700	230,700	253,800
2	173,700	191,400	210,600	231,700	254,900
3	174,200	192,200	211,500	232,700	256,000
4	174,700	193,000	212,400	233,700	257,100
5	175,200	193,800	213,300	234,700	258,200
6	175,700	194,600	214,200	235,700	259,300
7	176,200	195,400	215,100	236,700	260,400
8	176,700	196,200	216,000	237,700	261,500
9	177,200	197,000	216,900	238,700	262,600
10	177,700	197,800	217,800	239,700	263,700
11	178,200	198,600	218,700	240,700	264,800
12	178,700	199,400	219,600	241,700	265,900
13	179,200	200,200	220,500	242,700	267,000
14	179,700	201,000	221,400	243,700	268,100
15	180,200	201,800	222,300	244,700	269,200
16	180,700	202,600	223,200	245,700	270,300
17	181,200	203,400	224,100	246,700	271,400
18	181,700	204,200	225,000	247,700	272,500
19	182,200	205,000	225,900	248,700	273,600
20	182,700	205,800	226,800	249,700	274,700
21	183,200	206,600	227,700	250,700	275,800
22	183,700	207,400	228,600	251,700	276,900
23	184,200	208,200	229,500	252,700	278,000
24	184,700	209,000	230,400	253,700	279,100
25	185,200	209,800	231,300	254,700	280,200
26	185,700	210,600	232,200	255,700	281,300
27	186,200	211,400	233,100	256,700	282,400
28	186,700	212,200	234,000	257,700	283,500
29	187,200	213,000	234,900	258,700	284,600
30	187,700	213,800	235,800	259,700	285,700
31	188,200	214,600	236,700	260,700	286,800

32	188,700	215,400	237,600	261,700	287,900
33	189,200	216,200	238,500	262,700	289,000
34	189,700	217,000	239,400	263,700	290,100
35	190,200	217,800	240,300	264,700	291,200
36	190,700	218,600	241,200	265,700	292,300
37	191,200	219,400	242,100	266,700	293,400
38	191,700	220,200	243,000	267,700	294,500
39	192,200	221,000	243,900	268,700	295,600
40	192,700	221,800	244,800	269,700	296,700
41	193,200	222,600	245,700	270,700	297,800
42	193,700	223,400	246,600	271,700	298,900
43	194,200	224,200	247,500	272,700	300,000
44	194,700	225,000	248,400	273,700	301,100
45	195,200	225,800	249,300	274,700	302,200
46	195,700	226,600	250,200	275,700	303,300
47	196,200	227,400	251,100	276,700	304,400
48	196,700	228,200	252,000	277,700	305,500
49	197,200	229,000	252,900	278,700	306,600
50	197,700	229,800	253,800	279,700	307,700
51	198,200	230,600	254,700	280,700	308,800
52	198,700	231,400	255,600	281,700	309,900
53	199,200	232,200	256,500	282,700	311,000
54	199,700	233,000	257,400	283,700	312,100
55	200,200	233,800	258,300	284,700	313,200
56	200,700	234,600	259,200	285,700	314,300
57	201,200	235,400	260,100	286,700	315,400
58	201,700	236,200	261,000	287,700	316,500
59	202,200	237,000	261,900	288,700	317,600
60	202,700	237,800	262,800	289,700	318,700
61	203,200	238,600	263,700	290,700	319,800
62	203,700	239,400	264,600	291,700	320,900
63	204,200	240,200	265,500	292,700	322,000
64	204,700	241,000	266,400	293,700	323,100
65	205,200	241,800	267,300	294,700	324,200
66	205,700	242,600	268,200	295,700	325,300
67	206,200	243,400	269,100	296,700	326,400

68	206,700	244,200	270,000	297,700	327,500
69	207,200	245,000	270,900	298,700	328,600
70	207,700	245,800	271,800	299,700	329,700
71	208,200	246,600	272,700	300,700	330,800
72	208,700	247,400	273,600	301,700	331,900
73	209,200	248,200	274,500	302,700	333,000
74	209,700	249,000	275,400	303,700	334,100
75	210,200	249,800	276,300	304,700	335,200
76	210,500	250,300	276,800	305,200	335,700
77	210,800	250,800	277,300	305,700	336,200
78	211,100	251,300	277,800	306,200	336,700
79	211,400	251,800	278,300	306,700	337,200
80	211,700	252,300	278,800	307,200	337,700
81	212,000	252,800	279,300	307,700	338,200
82	212,300	253,300	279,800	308,200	338,700
83	212,600	253,800	280,300	308,700	339,200
84	212,900	254,300	280,800	309,200	339,700
85	213,200	254,800	281,300	309,700	340,200
86	213,500	255,300	281,800	310,200	340,700
87	213,800	255,800	282,300	310,700	341,200
88	214,100	256,300	282,800	311,200	341,700
89	214,400	256,800	283,300	311,700	342,200
90	214,700	257,300	283,800	312,200	342,700
91	215,000	257,800	284,300	312,700	343,200
92	215,300	258,300	284,800	313,200	343,700
93	215,600	258,800	285,300	313,700	344,200
94	215,900	259,300	285,800	314,200	344,700
95	216,200	259,800	286,300	314,700	345,200